

明石市長 泉 房穂
(公印省略 総務局財務室管財担当)

制限付一般競争入札(郵便方式)の実施について

明石市役所庁舎総合管理業務委託について、下記のとおり総合評価落札方式(特別簡易型)制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6、第167条の10の2第6項及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市役所庁舎総合管理業務委託(長期継続契約)
- (2) 業 務 場 所 明石市中崎1丁目5番1号ほか 明石市役所及び敷地内
- (3) 業 務 概 要 建築設備管理業務(定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守)
建築物環境衛生管理業務(清掃、執務環境測定等)
- (4) 履 行 期 間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に、契約の種類が、清掃・警備かつ設備保守で登録されていること。
- (2) 下記の①から④までのいずれかに該当すること。
 - ①明石市内の本店で登録している者。(市内業者)
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(準市内業者)
 - ③兵庫県内又は大阪府内の本店で登録している者
 - ④兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 平成22年4月1日から令和2年12月31日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)が発注した「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める事務所の用途に供される部分の延べ床面積が3,000㎡以上の特定建築物に係る設備管理業務(中央管理方式による空気調和設備及び6,600ボルト以上の受変電設備を含むものに限る。)」を継続して12か月以上にわたり、元請として完了した実績を有すること。

※業務期間が12か月を超えて継続中の業務については、完了していなくても業務開始後12か月以上継続して履行している事実が確認できるものは可とする。

- (4) 明石市入札参加資格者名簿に登録している者（登録の商号又は名称で、その所在地の者であること。受任者登録を行っている場合は、契約締結の代理人を置いている支店・営業所等）が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の規定に基づき、建築物環境衛生総合管理業の都道府県知事の登録を受けていること。
- (5) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を自社に保有しており、その者を本業務場所の業務責任者として選任し、常駐できること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること。
※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。
- (11) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※1）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※2）を提出できること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。
※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）
- (12) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

入札参加者は、価格の評価と価格以外の評価（「技術評価」及び「公共性（施策反映）評価」）をもって入札に参加するものとする。価格の評価と価格以外の評価については下記により総合的に評価する。（【別記】（特別簡易型）総合評価点算定基準 参照）

ア 総合評価点は、次の算式により算定する。

・総合評価点＝（価格評価点）＋（価格以外の評価点）

イ 価格評価点と価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

・価格評価点：90点

・価格以外の評価点：10点

ウ 価格評価点は次の算式により算定する。

・ 価格評価点 = 90点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

※小数点以下第3位(小数点以下第4位を四捨五入)とする。

エ 価格以外の評価点は、入札者から提出された技術資料及び市保有データ等により、【別記】に掲げる評価基準に基づき、評価項目ごとに評価を行う。

(2) 資格審査及び落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の者のうち、総合評価点の最も高い者から順に、当該入札に係る入札参加資格その他公告で定めた入札条件(以下「参加要件」という。)を満たすか否かについて審査(以下「資格審査」という。)を行い、当該資格審査において最初に参加要件を満たした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同じ総合評価点での入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 審査結果の公表

落札者の決定後、速やかに明石市ホームページにて本入札の総合評価に関する審査結果を公表する。

なお、自らの価格以外の評価点について、審査結果の公表日から起算して、7日(明石市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第2条に規定する休日を含まない。)以内に文書により照会することができる。(ただし、回答内容は評価項目ごとの得点までとする。)

4 設計図書の申込み

(1) 期間

令和3年1月8日(金)から令和3年1月15日(金)午後3時まで

(2) 方法

※設計図書の受け取りは入札参加の条件となります。

ア 設計図書の申込みを希望する方は、上記期間内に総務局財務室管財担当へ設計図書予約申込票(指定様式)をファクシミリ(078-918-5125)により申し込んでください。

ファクシミリ送信後、電話(078-918-5008)にて、必ず着信確認を行ってください。

イ 申込受理後、総務局財務室管財担当が日時等を指定しますので、総務局財務室管財担当までCD-Rをご持参ください。設計図書のPDFファイルをコピーします。(USBメモリは不可)

(3) CD-Rの持参日時(明石市役所の開庁日時に限る。)

ア 午後3時までに申し込まれた方については、申込み当日の午前9時から午後5時までの間で、持参時間を指定します。

イ 午後3時以降に申し込まれた方については、申込み日の翌日午前9時から午後5時までの間で、持参時間を指定します。

※ただし、設計図書の申込最終日(令和3年1月15日(金))については、必ず午後3時までに申し込んでください。申込み当日の午前9時から午後5時までの間で、持参時間を指定します。なお、午後3時以降の申込みは、受け付けません。

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより総務局財務室管財担当へ設計図書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和3年1月8日(金)から令和3年1月20日(水)午後1時まで

(FAX 078-918-5125 明石市総務局財務室管財担当 業務委託契約担当者 宛)

- (2) 質問に対する回答

令和3年1月26日(火)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 業務費内訳書（表紙、内訳書及び個別保点業務費内訳書）

エ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）

※業務の実績を証する契約書等（写）は、事務所の用途に供される部分の延べ床面積が3,000㎡以上の特定建築物に係る設備管理業務（中央管理方式による空気調和設備及び6,600ボルト以上の受変電設備を含むもの）であることを証する部分を含むこと。

オ 「2 入札参加要件」の(4)に定める建築物環境衛生総合管理業の登録を証する書類（写）

カ 技術資料

①技術評価資料及び公共性（施策反映）評価資料提出書

②①提出書に掲げる提出書類（該当する項目のものに限る。）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和3年1月26日(火)午後1時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 総務局財務室管財担当への郵便物の必着期限は、令和3年2月1日(月)です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより総務局財務室管財担当へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

(FAX 078-918-5125 明石市総務局財務室管財担当 業務委託契約担当者 宛)

7 開札日時及び場所

(1) 日時 令和3年2月2日(火)午前10時00分

(2) 場所 明石市役所 本庁舎8階 8.0.6.D会議室

8 入札保証金
免除

9 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

10 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。(税抜で記載)

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

11 支払条件

前払金 無 部分払 有 11回以内

12 予定価格 (税抜・単年度)

62,828,000円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、明石市入札参加者等指名停止基準に基づき措置します。

13 変動型最低制限価格の設定

有 (財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から有効な下位5者の入札金額の平均の85%未満の入札者は失格とする。)

14 暴力団排除に関する誓約書の提出について (契約締結時の注意事項)

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

15 長期継続契約について

本業務委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本業務委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に削減された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、入札にご参加ください。

16 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

17 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

18 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

19 準備期間と費用の負担について

- (1) 契約締結日から令和3年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。
なお、この間における本業務の準備(本業務に係る関係機関への届出等の事務手続きを含む)は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、入札にご参加ください。
- (2) 業務の引継ぎについては、「庁舎総合管理業務委託仕様書」第1章3のとおりとします。

20 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の登録業者一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 総合評価点の最も高い者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において、必ずしも落札者とならない場合があります。

この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入

札参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他、入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。